

岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業  
感染症対策事業者支援補助金に関するQ&A

令和2年7月17日時点

通番	質問	回答
1	かかり増し経費の精算にはどのような書類を残しておけばよいか。	たとえば物品購入の場合、発注日、納品日及び支払金額がわかる書類が必要です。これらの書類は実績報告には添付する必要はありません（実績報告書に添付する支出済額内訳書にご記載ください）が、県が提出を求めた場合には速やかに提出できるよう事業所において適切に保管してください。保管義務違反に対しては、直ちに償還を求める場合があります。
2	どのような経費がかかり増し経費として認められるか。	令和2年4月1日以降に発生した、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象となります。
3	申請から補助金の支払はどのように行われるのか。	申請書を各事業所ごとに定められた提出先（国保連又は県）に提出したのち、県の審査を経て、県から交付決定通知書を送付するとともに、提出先から申請額を支払います（国保連に申請する場合、請求書等は必要ありません）。概算払いとなりますので、年度内に実績報告を行い、精算してください。
4	精算はどのタイミングで行えばよいか。	事業実施計画書に則って事業を進め、支払（消費）額が申請額に達した時点で速やかに実績報告を行ってください。リース料等の継続的な支払が年度内に残っている場合であっても、補助額の上限に達した時点で速やかに実績報告を行ってください。また、そうでない場合でも、令和3年3月31日までに必ず実績報告を行ってください。
5	上限額未滿で申請した事業者が、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできるのか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。
6	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」とはなにが違うのか。	補助対象が異なるほか、サービス継続支援事業補助金では補助対象となっていた「職員への（割増）賃金、手当」は、感染対策補助金においては対象外となります。共通の補助対象については、どちらの補助金を利用しても構いません。
7	対象となる「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」と、対象外となる「職員への（割増）賃金、手当」はどう違うのか。	例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費は対象となります。一方、いわゆる「危険手当」のような形で支給される割増賃金や手当は対象となりません。
8	リース費用は、R3.3末までの月割費用が対象か。それとも、全リース期間の費用が対象となるか。	年度末までの費用を対象とします。

9	<p>「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」で補助金を申請した事業所についても、当該緊急包括支援補助金を申請することが可能であるか。</p> <p>⇒例として、通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を緊急事態宣言中の5月に1,429,000円で購入し、実際にサービスを提供した場合、「サービス継続支援事業」で基準額満額の537,000円の申請を行い、今回の感染対策補助金で基準額満額の892,000円を申請することによって、最終的に車購入金額1,429,000円を全額、一次補正と二次補正の補助金で賄うことも可能であるか。</p>	<p>可能です。基本的に同一の対象に対して複数の補助金を申請することはできませんが、複数の補助金の対象となる事業において、一方の補助金で上限額に達したために経費の一部が補助されなかった場合に、補助されなかった部分に対して他方の補助金を申請することは差し支えありません。</p>
10	<p>新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象としてよいか。</p>	<p>構いません。</p>
11	<p>新型コロナウイルス感染症等が発生せず、購入した衛生用品が使用されずに残った場合、その残った衛生用品の使用 방법에制限はあるか。</p>	<p>実施要綱に基づき処分等の行為に知事の承認が必要な場合をのぞき、自由に活用いただいて構いません。</p>
12	<p>有料老人ホーム等の入所施設・居住系施設は定員一人あたりとなっている。「定員」は給付申請時の定員と解してよいか。また、県への届出上の「定員」と現に運営する「定員」（定員を変更したにもかかわらず県への変更届が未提出）が異なる場合、定員の変更届を提出し、「給付申請時の県への届出上の定員」を「定員」として扱ってよいか。</p>	<p>いずれも構いません。</p> <p>（定員の変更があった場合は、本事業にかかわらず、速やかに変更届を提出してください）</p>
13	<p>複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者の一括申請について、同一法人が運営する介護保険事業所番号を持たない施設等（特定施設でない養護、軽費、有料、サ高住）と通所介護等の介護保険事業所との一括申請も可能と解してよいか。</p>	<p>国保連は、事業者番号に登録された口座に慰労金・支援金を支払うため、国保連に申請できる事業所は介護サービス施設・事業所の指定を持つものに限られ、一括して申請することはできません。</p>
14	<p>短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額（44千円）で申請してよいか。</p>	<p>併設の事業所であっても、単独の事業所と同様に申請して構いません。</p>
15	<p>タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について</p> <p>①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となるか。</p> <p>②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となるか。</p>	<p>どちらも対象となります。ただし、wi-fiの利用に月々必要となる通信費、プロバイダ使用料等は対象となりません（タブレット等の月々のリース料は対象となります）。</p>
16	<p>令和2年4月1日以降に介護報酬の請求がないなど、介護サービスの提供実績がない場合は、支援対象とならないと理解してよいか。</p>	<p>介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、令和2年1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。</p>

17	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがあるが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよいか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
18	いつまでに事業開始した施設等が支援の対象か（年度内であれば、3月31日事業開始でも対象となるか）	令和2年度内に開始した事業所まで対象となります。
19	対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したのも対象となるか（事業開始が10月1日の場合、9月中に購入したマスクや車であっても、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となるか）。	新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。